

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 5月24日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	通信設備の点検時、1号及び集中・廃棄物処理制御室ホットライン電話機の呼び出し押しボタンスイッチに破損が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
2	1号機	タービンランド蒸気系制御盤の圧力制御装置（3台）において、電源装置のスイッチに故障が認められたため、当該電源スイッチを点検・修理	D	
3	1号機	原子炉ウエルの水抜き操作の際、当該手順書の改訂が実施されたにもかかわらず、旧手順書を使用して、ウエル水抜きを実施したため、対応検討	C	
4	1号機	高圧注水系現場計器確認時、タービン軸受油圧カスイッチ用フレキシブル電線管の中継端子台接続部において、破損が認められたため、当該フレキシブル電線管を修理	D	
5	1号機	高圧注水系現場計器確認時、タービンケーシング温度検出器用ケーブル電線管において、破損が認められたため、当該電線管を交換	D	
6	2号機	通信設備の点検時、中央制御室ホットライン電話機のコードに亀裂が認められたため、当該コードを交換	D	
7	2号機	共用所内ボイラ設置工事において、加熱蒸気系配管耐圧試験の為の水張りを実施の際、仮設ドレン弁が「開」になっていたため、所内ボイラ室内床面に水漏れ（約75L）が認められたため、対応検討	C	
8	2号機	主復水器（A）第1水室出口圧力計において、指示不良が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
9	3号機	サービス建屋中地下階の生活排水配管の配管保温材において、リーク痕（茶色）が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
10	4号機	通信設備の点検時、廃棄物処理制御室ホットライン電話機の呼び出し押しボタンスイッチを押した際にランプの不点灯が認められたため、当該スイッチ回路を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
11	4号機	主タービントリップ用復水器（C）真空圧力指示計（PIS-30-19C）において、指示不良が認められたため、当該計器を点検・修理	C	
12	4号機	制御棒ノッチ定例試験時、制御棒（2台）において、1ノッチ挿入操作時、ラッチ機構に動作不良が認められたため、対応検討	C	
13	4号機	廃棄物処理建屋1階大物搬入口エリアにおいて、廃液サージタンク床板取替工事に伴うタンク洗浄のため、純水配管弁より通路扉を經由して仮設ホースを敷設していたが、扉の開閉による仮設ホースの損傷のため、当該損傷部より水漏れ（約22L）が認められたため、対応検討	C	
14	6号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）北側の海水ベント1次弁のハンドル開固着、及び2次弁のシートパス（小指1本）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
15	集中環境施設	通信設備の点検時、ページング装置用ケーブル（洗濯廃液系再循環ポンプ室（B）前）において、断線が認められたため、当該ケーブルを点検・修理	D	
16	集中環境施設	補助ボイラー重油ストレーナ（B）において、詰まりが認められたため、当該ストレーナを点検・清掃	対象外	
17	その他	海生物焼却設備焼却灰冷却機の異物除去網に、摩耗が認められたため、当該網を交換	D	
18	その他	海生物焼却設備脱臭炉重油バーナ噴霧用空気入口圧力計において、指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで